

# 山口県報

令和3年  
6月4日  
(金曜日)

## 目次

### ○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しななければならない区域の指定(環境政策課).....

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....

### ○公告

県営鑄銭司地区農業競争力強化基盤整備事業(第二換地区)に係る不換地の指定  
(農村整備課).....

### ○監査告示

外部監査人の補助者の氏名等.....



### 山口県告示第百九十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和三年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 形質変更時要届出区域

周南市開成町四五五の二四の一部、四五五の二五の一部、四五五の二六の一

部、四五五の三七の一部及び四五五の三八の一部

#### 二 特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、一・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

### 山口県告示第百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 在 地	廃 止 年 月 日
久代歯科医院	所 在 地	岩国市今津町二丁目一三番一号	令和三、三、一
有限会社 サンセル薬局	所 在 地	山口市駅通り二丁目三番三号	〃 〃 三二
河田薬局	所 在 地	下松市大字西豊井一四一九番地	〃 〃 〃 〃
大信薬局 徳山店	所 在 地	周南市新宿通一番一七号	令和二、九、三〇

### 山口県告示第百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 在 地	指 定 年 月 日
とくち診療所	所 在 地	山口市徳地堀一七一四	令和三、五、一
さくらだクリニック	所 在 地	周南市毛利町三丁目三二番	〃 〃 〃 〃

たくみ歯科医院 山口市平井一三九六の六  
 すがこども歯科・矯正歯科 周南市大神四丁目一〇番三号  
 サンセル薬局 山口市駅通り二丁目三番三号  
 かえる薬局 下松市瑞穂町二丁目二〇番一〇号

山口県告示第 210 号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中  
 下関市職員互助会会長 植田恵 子を 下関市職員互助会会長 吉鹿雅彦 に改める。



(一五三) 県営鑄銭司地区（第二換地区）農業競争力強化基盤整備事業に係る不換地の指定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営鑄銭司地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る第二換地区につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

令和三年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地の所在地	地目	面積 (平方メートル)
山口市鑄銭司字東扇田四九三の一	田	三三七
〃 〃 〃 〃 四九三の三	〃	一九
〃 〃 〃 〃 字森ノ前五〇九	原野	一六一
〃 〃 〃 〃 〃 五一〇	宅地	一八五・一二
〃 〃 〃 〃 〃 字森ノ西四二二三	田	一、六〇〇

令和三年六月四日印刷  
令和三年六月四日発行

発行人

山口県知事

〃	〃	四二二〇	〃	一、二七二
〃	〃	四二二一の二	〃	三六
〃	〃	四二二三の一	〃	五八八
〃	〃	字竜光寺四三四七	〃	六四七
〃	〃	字植松四三四九	〃	二、三〇四

山口県監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

令和三年六月四日

山口県監査委員

氏名	住所	期	間
品川 充洋	岩国市今津町六丁目九番一〇―二号	令和三年六月四日から令和四年三月三十一日まで	
村田 治子	山陽小野田市大字東高泊四二の一		
水谷 公威	周南市速玉町六番二二三号アブリコツト速玉町二〇二号		
花井 宏行	岩国市麻里布町一丁目八番九五―一〇〇一―号		
天羽 亮介	元町一丁目六番一〇―六〇五号		
上條 玲	山口市惣太夫町一番一五―一二〇一―号		
蘭 顕紹	長門市油谷伊上六五		
渡辺 真弓	周南市清光台町二七番二四号		